```
様式第29(第31条の2関係)
```

【書類名】 手数料補正書

【あて先】 特許庁長官

殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

## 【出願人】

(【識別番号】)

【氏名又は名称(日本語)】

【氏名又は名称(英語)】

【あて名(日本語)】

【あて名(英語)】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

## 【代理人】

(【識別番号】)

【弁理士】

【氏名又は名称(日本語)】

【氏名又は名称(英語)】

【あて名(日本語)】

【あて名(英語)】

【郵便番号】

【国名】

【命令の日付】

【手数料補正】

【補正対象書類名】

(【予納台帳番号】)

【手数料の種類】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

## [備考]

- 1 令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正(法第18条第2項(同項の表3の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。)をするときは、「【書類名】」を「手続補正書(国際予備審査請求書に係る補正)」とする。
- 2 「【手数料補正】」の欄については、納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱

手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不 足手数料の額を記載し、「(【予納台帳番号】)」の欄は設けるには及ばない。特例法施 行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行 うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補 正する書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【手数料の種 類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、 「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には不足手 数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の 規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第 4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」に は「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「(【予納台 帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【手数料の種類】」には 「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱 手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不 足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし 書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第4 0条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【補正対象書 類名】|には「願書|、「国際予備審査請求書|のように補正する書類名を記載し、「(【予 納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【手数料の種類】」には「送付手数 料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」の ように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の 額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定に より、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【手数 料補正】」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記 載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正す る書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、 「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類 を記載し、「【納付金額】」には納付した不足手数料の額を記載し、事務規程別紙第4 号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるとき は、「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及 び15から20まで、様式第11の7の備考3並びに様式第27の備考2と同様とする。